

第21回（2025年度）

A P E Cアーキテクト

新規審査申請総合案内書

日本A P E Cアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル
03(6261)3310

[2025年3月]

この総合案内書は、APEC^{*1} アーキテクト中央評議会^{*2} が定めるAPECアーキテクトに登録を希望する方に対し、審査の申請方法等について案内するものです。

APECアーキテクトの審査申請に関して不明な点がございましたら、日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会^{*3} 事務局（公益財団法人建築技術教育普及センター（企画部））へお問い合わせ下さい。

<注釈>

- *1. APEC：アジア太平洋経済協力会議。日・北米・豪・中・韓・ASEAN(東南アジア諸国連合) 各国・地域などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して1989年設立。
- *2. APECアーキテクト中央評議会：APECアーキテクト・プロジェクトの中央組織であり、各エコノミー^{*5}のモニタリング委員会の代表により構成される委員会。2005年5月の会議にて設立。
- *3. 日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会：APECアーキテクトの審査・登録等を行うため、関係4省^{*4}の申し合わせに基づき設立された委員会。
- *4. 関係4省：法務省、外務省、文部科学省及び国土交通省
- *5. エコノミー：国や地域を意味する。

目 次

§ 1. A P E Cアーキテクトについて	
1-1 A P E Cアーキテクトとは	3
§ 2. 新規の審査申請手続き	
2-1 申請から登録までの流れ	5
2-2 対象	5
2-3 審査の内容	5
2-4 審査方法	7
2-5 審査から登録までのスケジュール	7
2-6 審査の申請	8
2-7 審査手数料	10
2-8 申請を受理したことの通知	10
2-9 審査結果の発表	10
§ 3. 新規の登録手続き	
3-1 登録の方法	11
3-2 登録手数料	11
3-3 登録の有効期間	11
3-4 登録証	11
3-5 登録者名簿	11
3-6 実務経験等のウェブサイトにおける公表	11
§ 4. 更新の登録	
4-1 更新登録のための審査方法	13
4-2 再登録	13
4-3 更新の登録	13
§ 5. 継続的な専門能力開発について	14
§ 6. 監査・制裁措置等	14
§ 7. 問い合わせ先	14
○審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項	15

【留意事項】

この「A P E Cアーキテクト新規審査申請総合案内書」は、2025年の新規審査申請者を対象として作成しています。全体の構成は、「A P E Cアーキテクトの制度の概要」から始まり、「新規の審査申請方法」、「審査後の登録方法」、登録後3年毎に行う「登録の更新」及び「審査申請書の記入上の注意事項」となっています。

したがって、新規審査申請書作成の主要な項目は、§ 2. 新規の審査申請手続き となります。

§ 1. APECアーキテクトについて

1-1. APECアーキテクトとは

(1) APECアーキテクト・プロジェクト

APECアーキテクト・プロジェクトは、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められるアーキテクトに対し、APEC域内での共通の称号を与え、その登録をAPEC域内で統一に行う事業であり、APEC域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。

APECアーキテクトとなるには、次に示すAPECアーキテクトに共通の4つの要件等について、自国の審査機関の審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録を受ける必要があります。

このため、我が国では関係省（法務省、外務省、文部科学省及び国土交通省）の申し合わせに基づき、日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会（以下、モニタリング委員会）（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」）という。))を設置し、本プロジェクトの運営を行っています。

APECアーキテクトとして登録を受けた方は、アーキテクトとしての能力が他のエコノミー（エコノミーとは、国や地域を意味します。以下同様。）の同アーキテクトと実質的に同等であることが証明され、APEC域内に共通のAPECアーキテクトという称号を国の内外で用いることが可能となります。また、我が国のみならず、他のエコノミーにおいても、アーキテクトとしての能力があると見なされることが期待されています。さらに、他のエコノミーにおける資格取得について、通常外国のアーキテクトに課される審査や条件等が別途課せられるものの、APECアーキテクトとして登録を受けることによって課せられる資格試験等の一部が免除され、資格取得が容易になる可能性があります。

登録者の氏名や勤務先等はモニタリング委員会が管理するウェブサイト上の登録者名簿に掲載され、広く一般に紹介されます。

なお、関係エコノミーとの相互認証協議の状況については、センターウェブサイト等にて随時お知らせいたします。

(2) APECアーキテクトの要件（各エコノミー共通の要件）

APECアーキテクトになるためには下記の要件を満たす必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大学レベルの4年以上の建築課程を修了していること、又はそれと同等の者と認められていること。② 登録／免許前に合計2年間の実務経験を有していること③ アーキテクト*として登録されていること④ アーキテクト*として登録された後、7年間以上の実務経験を有していること。うち、複雑な建築物の設計等について専門家としての責任を有するアーキテクト*としての実務経験が3年以上であること。 <p>※ なお、新規の登録の際に、直近の2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者は、継続的な専門能力開発の実施が必要になります。</p> |
|--|

さらに、次の項目に同意しなければなりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自国及び実務を行う相手エコノミーの専門家の行動規範を遵守すること |
|--|

また、APECアーキテクトであり続けるためには次の要件を満たす必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること |
|--|

<注釈>* アーキテクト：我が国においては、「一級建築士」（免許登録者）が該当します。

(3) 各エコノミーの参加状況

現在、APECアーキテクト・プロジェクトには、17のエコノミー（オーストラリア、カナダ、中国、香港、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、米国、インドネシア、ベトナム、ブルネイダルサーム）が参加しています。なお、今後、参加エコノミーについては、拡大される可能性があります。

(4) 二国間相互受入覚書等の締結状況

現在、日本は、オーストラリアとの間で「APECアーキテクト日豪二国間相互認証協定」（2008年7月10日）、ニュージーランドとの間で「APECアーキテクト日本・ニュージーランド二国間相互受入れ覚書」（2009年7月14日）を締結しており、日本で登録したAPECアーキテクトはオーストラリア及びニュージーランドにおいてアーキテクト資格を取得しようとする場合に、審査が合理化されます。

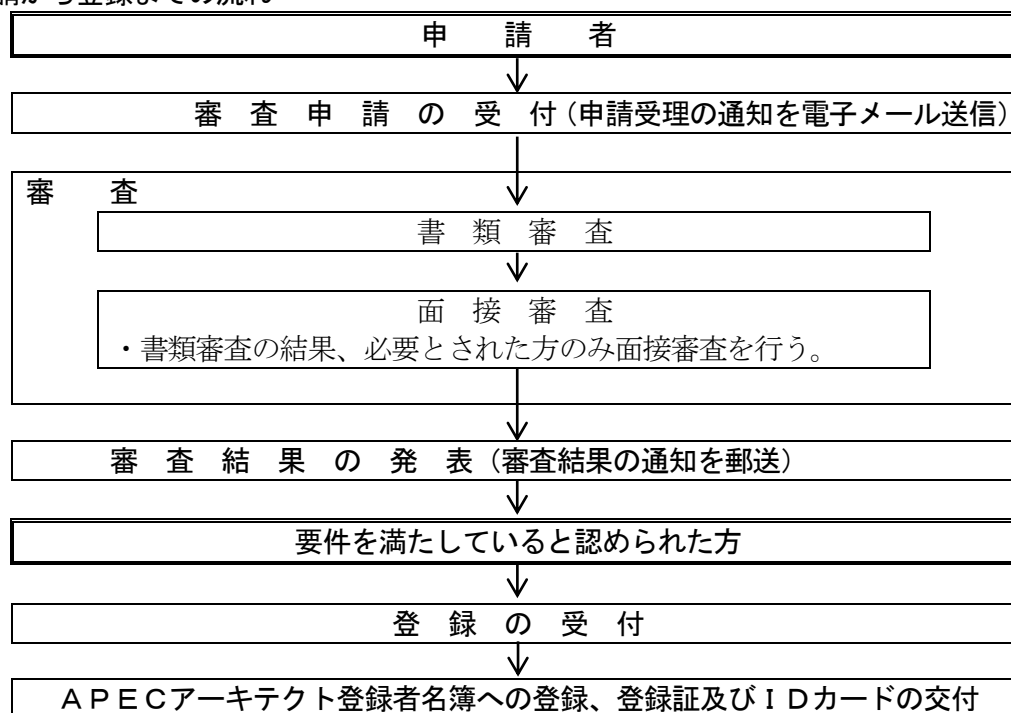
(5) 二国間取決めの活用状況

二国間取決めを活用して日本のAPECアーキテクトが外国のアーキテクトとして登録された事例としては、オーストラリアのニューサウスウェールズ州で登録された例があります。詳しくは、当センターウェブサイト*をご参照下さい。

※ <http://www.jaic.or.jp/international/APECarchitect-j/aa-dk/index.html>

§ 2. 新規の審査申請手続き

2-1. 申請から登録までの流れ



2-2. 対象

- ・ 一級建築士の免許登録を受けている方が対象

次の方は、APECアーキテクトの登録を受けることができませんので、注意して下さい。

- ・ 一級建築士の試験の合格者であって未登録の方
- ・ 一級建築士の業務の停止を命ぜられている方

また、建築構造設計又は建築設備設計の実務経験のみを有し、建築意匠・計画に関する設計の実務経験を有していない方は、登録の対象になりませんので注意して下さい。

なお、申請書類の受け付け時点において、日本国籍以外の方は日本において登録されている在留資格が「永住者（「入国管理及び難民認定法」に基づくものとする。）」である場合、又は日本における居住・業務経験がそれに相当するものと認められた場合は、日本をホームエコノミーとしたAPECアーキテクト登録の対象となります。

2-3. 審査の内容(各エコノミー共通の要件と日本における審査内容との対応関係)

APECアーキテクトになるための（各エコノミー共通の）要件を満たすことを確認するため、下記の事項を審査します。それぞれの審査の内容は、次のとおりです。

① 大学レベルの4年以上の建築課程を修了していること、又はそれと同等の者と認められていること

- 様式1の記載内容（学歴等）に基づき審査します。
- 同等の者であることについては、一級建築士として登録されていることを確認します。

② 登録／免許前に合計2年間の実務経験を有していること

- 一級建築士として登録されていることを確認します。

③ アーキテクトとして登録されていること

- 一級建築士として登録されていることを確認します。

④ -1 アーキテクトとして登録された後、7年以上の実務経験を有していること

- 一級建築士として登録された後、予備調査・設計条件書作成（企画、敷地及び環境調査）、基本設計（基本設計（建築意匠・計画）、構造・設備との調整、建設費分析、関連法規調査）、実施設計（実施設計（建築意匠・計画）、設計図の作成、仕様書及び材料調査、設計図の点検と整備）及び契約図書管理（見積り、契約交渉、監理）の全ての業務内容を含む、7年以上**のアーキテクトとしての実務経験を有していることを審査します。また、実務経験の算入期限は、2025年3月31日までとなります。
（**同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。）
- 「予備調査・設計条件書作成」、「基本設計」、「実施設計」及び「契約図書管理」のいずれかの実務経験を欠いた場合、当該要件を満たしていることになりませんので、注意下さい。

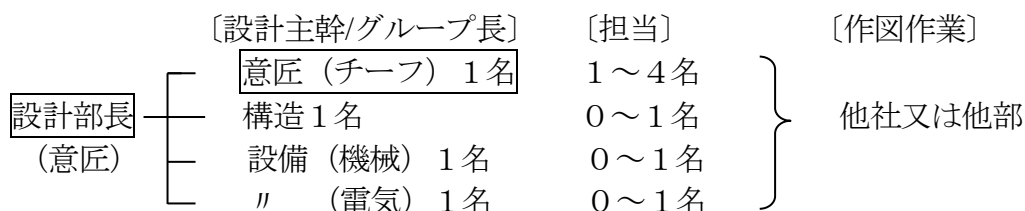
④-2 上述④-1のうち、複雑な建築物の設計等について専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務経験が3年以上であること

- 次のa.又はb.に該当する建築に関する業務内容に関して少なくとも3年間**の業務経験を有していることを審査します。
 - a. 中程度に複雑な建築物の基本設計、実施設計及び契約図書管理に関して単独で専門家としての責任を有する実務。
 - b. 他のアーキテクトと共同で行う複雑な建築物の基本設計、実施設計又は契約図書管理の重要な部分について担当し、専門家としての責任を有する実務。（** 同じ期間に複数のプロジェクトを行なった場合、期間を重複して年数に加算することはできません。また、この3年間は上記要件の7年間の内数でなければなりません。）
- 「中程度に複雑な建築物」又は「複雑な建築物」について
次の一．～四．に掲げる建築物の新築（増築、改築、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分）が以下に該当する場合も含みます。ただし、耐震改修及び設備改修だけの場合は除き、かつ、確認申請が必要な程度の改修（※）とします。また、改修工事については改修の程度がわかるように改修前・改修後の図面等を資料として添付して下さい。）をその判断基準といたします。（※：例示：便所などの改修で確認申請を要しないものは対象外）
 - 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
 - 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
 - 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
 - 四 延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、階数が2以上の建築物
- 「複雑な建築物」について
例に掲げる建築物の新築等が、概ね相当すると考えられます。
（例） 複合用途の建築物、大規模な建築物、用途が商業施設、宿泊施設及び医療施設等である建築物、構造が高層、長大スパン、又はその他のユニークなもの
- 「専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務」について
 - ・ 上述a. の「中程度に複雑な建築物に関する実務」の場合
 - 1) 設計全体を統括する方。また、構造や設備に関する設計を他の設計協力者に任せたととしても、全体を統括し、設計に責任を有する実務をした場合には、対象とします。
 - 2) この場合、図面作成等における設計協力者は、実際に一部を任されたとしても、専門的な責任を有する実務をしたことにはならず、対象としません。
 - 3) あくまで1プロジェクトに対し、1名の代表設計者が相当するものとします。
 - ・ 上述b. の「他のアーキテクトと共同で行う複雑な建築物の基本設計、実施設計又は契約図書管理の重要な部分について担当し、専門家としての責任を有する実務」の場合
 - 1) 大規模なプロジェクトの場合、チームで設計を行うこととなりますが、次のような立場の方が専門的な責任を有する実務を行っているものとします。
 - i 設計全体を統括する方（統括責任者）
 - ii 統括責任者を補佐する立場で、意匠計画を担当し、統括責任者と同様に設計全体を把握している方（企画、基本設計、デザインの分野のみを中心に担当し、統括責任者を補佐する方も含む。）
 - iii 大規模なプロジェクトで、棟別に設計を分担する場合などにおいて、一つの棟等の設計

を統括する方（建築物自体の規模が大きく複雑なプロジェクトの場合は、建築物の設計に関して、設計統括者を補佐する立場で意匠計画を担当し、プロジェクト全体を把握している方も含む。）

- 2) 設計の一部（外装デザイン、インテリアデザイン等の設計、設計図面の作成業務（ドラフト）など）を分担する方や、構造や設備に関する設計のみを分担する方は、原則として対象としません。

（例）枠囲みした部分が、概ねb.の実務を行った方のイメージ



※ 審査より遡った2年間に、専門家としての責任を有する立場での実務*を行っていない場合

* 「専門家としての責任を有する立場での実務」は上記『専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務』について」のとおり。

新規審査より遡った2年間*に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方の場合、審査より遡った2年間に24時間以上のCPDが実施されているかどうかを審査します。（CPDについては別紙『APECアーキテクト新規申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。）

* 「審査より遡った2年間」とは、申請者の申請日ではありません。第21回新規審査の場合、2023年4月1日から2025年3月31日までとなります。

2-4. 審査方法

（書類審査）

モニタリング委員会が、APECアーキテクトの要件等を満たすことを、申請者自身が作成・提出した審査申請書類をもとに審査を行います。

（面接審査）

書類審査の結果、面接が必要とされた方に対してのみ行います。

なお、面接の実施は、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した面接通知書を送付いたします。（面接は、原則、東京で行います。交通費等は申請者自身の負担となりますのでご了承下さい。）

2-5. 審査から登録までのスケジュール

2025年 3月17日～	総合案内書（申請書様式を含む）の公表 （ホームページへの掲載）
2025年 4月1日～5月31日	審査申請書類の受付
2025年 6月～7月下旬	モニタリング委員会等による審査
2025年 8月下旬	審査結果の発表、登録手続きの案内
2025年 9月～10月	登録申請書の受付
2025年10月1日～2028年9月30日	登録期間（3年間）

2-6. 審査の申請

(1) 審査申請書類の受付

受付期間：2025年4月1日（火）～5月31日（土）（締切日当日消印有効）

受付場所：日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局
（公益財団法人建築技術教育普及センター（企画部））電話03-6261-3310
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

申請方法：(2) に示す書類を角2封筒（A4判サイズ用の紙が入るもの）を使用し、簡易書留郵便により上記受付場所へ郵送で申請して下さい。（※なお、簡易書留以外での郵送や送信の誤り等により当事務局に届かない場合の責任は負いかねます。また、複数人分以上の審査申請書の同封郵送、又は直接持参はご遠慮下さい。）

(2) 申請に必要な書類「電子データ」及び「A4判サイズに出力したもの」一式

◆電子データは、CD-ROM又はUSBメモリに保存のうえ提出して下さい。提出するCD-ROM又はUSBメモリには、氏名を記載したラベルを貼付して下さい（媒体については返却しません。）。（電子データには自署署名は不要です。）※

※CD-ROM又はUSBメモリ等によることが困難な場合には、別途調整いたします。

【審査申請書類】

- ・（様式1）一般事項等（写真含む。）
- ・（様式2）7年（84ヶ月）間以上の実務経験 ※1・※2
- ・（様式3）3年（36ヶ月）間以上の専門家としての責任を有する立場での実務経験 ※1・※2
- ・（様式4）CPD実施記録（CPD情報提供システム利用 又は 様式によるもの）
- ・（様式5）CPD免除申請書
- ・「振替払込請求書兼受領証」の写し
- ・「一級建築士の免許証」又は「免許証明書」の写し
- ・（試算用様式）一級建築士としての実務経験一覧表（試算用）※2

※1（審査申請書類の提出について）

2025年の新規審査申請より、公益社団法人日本建築家協会（JIA）の「登録建築家」に登録されている方は、「様式2」又は（及び）「様式3」の提出方法が変更となりました。

以下の資料を提出することにより、「様式2」又は（及び）「様式3」の提出に代えることができます。

- ① 「登録建築家番号」の写し（様式1の所定の欄に当該番号を記載のこと）
- ② 申請者の登録情報「登録建築家詳細」をJIAホームページから出力したもので、7年以上の実務経験が確認できるもの※

※なお、②において、実務経験が7年未満の場合には、不足年数分の実務経験のみを様式2に記載し、①②に加えて提出してください。

- ① 様式1の写真（縦 4.5cm×横 3.5cm） 1枚
 - ・ 無帽、無背景、正面、上半身を写した証明写真（電子処理による加工可）
 - ・ 最近6ヶ月以内に撮影したもの
 - ・ 写真の裏面に氏名を記入し、審査申請書の様式1に貼付して下さい。
- ② 様式4 CPD情報提供システム利用又はCPD実施記録入力ファイル「CPD実施記録.xls」
CPD実施記録は、「CPD情報提供システム利用」又は「CPD実施記録.xls（Excelファイル）」のいずれかにより提出します。

【CPD情報提供システム利用の場合】

「建築CPD情報提供制度」が運営しているCPDデータベースを仮使用（CPD情報提供

システムのID番号/パスワードを仮発行)して、様式4「CPD実施記録.xls (Excelファイル)」に代えて申請することができます。

このシステムのご利用希望の方は、まずは、以下の事項をメールにてご連絡ください。追って利用方法をご連絡いたします。

- 件 名：APECアーキテクト新規申請のためのCPDデータベース仮使用の希望
- 記載内容：氏名（ふりがな）、生年月日、一級建築士登録番号
- 送信先：APECアーキテクト・プロジェクト事務局 E-mail：iad@jaeic.or.jp

なお、このシステムは、新規審査合格後、APECアーキテクトとして登録された場合にも引き継ぎ利用するものです。

■「建築CPD情報提供制度」は、こちらを参照してください。

https://www.jaeic.or.jp/navi_CPD/kCPD/index.htm

【CPD実施記録.xls (Excel ファイル) の場合】

当センターホームページからダウンロードしたExcelファイルに、申請者自身のCPD実施記録を作成した方は、そのファイルをCD-ROM又はUSBメモリに保存のうえ、提出して下さい。なお、提出するCD-ROM又はUSBメモリには氏名を記載したラベルを貼付して下さい。

※ Excelファイル「CPD実施記録.xls」は、審査より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者のみ、提出して下さい。

※CPD実施記録は、審査より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者のみ、提出が必要になります。CPDに関する詳細は、別紙『APECアーキテクト新規申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。

③ 様式5 (CPD免除申請書)

CPD免除申請書は、審査より遡った2年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていないAPECアーキテクト登録希望者のうち、CPDの免除の申請をする方のみ、提出が必要になります。詳細は、別紙『APECアーキテクト新規申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について「2.(5)CPDの免除」』をご覧ください。

※ 後述のWordファイルをA4判サイズの用紙に出力し、提出して下さい。

※ 「審査申請書(新規用)記入にあたっての注意事項」をよく読んで記入して下さい。

④ 振替払込請求書兼受領証の写し(日附印が受付期間中のもの)

審査手数料(12,100円(うち、消費税額1,100円))をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、必ず個人別にゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで納付し、その際発行される振替払込請求書兼受領証の写しを書類と共に同封して下さい。

なお、振替払込請求書兼受領証は審査手数料の返還が必要になった場合に使用していただきますので、申請者自身で適宜保管して下さい。(払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担をお願いします。)

なお、領収書につきましては、振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

※海外に在住されている方で、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により振込ができない方は、当センター(APECアーキテクト・プロジェクト事務局 E-mail：iad@jaeic.or.jp)までご連絡ください。

⑤ 「一級建築士の免許証」若しくは「免許証明書」の写し(2023年より原本照合は不要となりました。)又は「建築士登録証明書」((公社)日本建築士会連合会で、最近2ヶ月以内に発行したもの)

※建築士登録証明書の発行は有料です。詳しい手続き等については(公社)日本建築士会連合会のホームページ(<http://www.kenchikushikai.or.jp/>)をご確認下さい。

- (注意1) 申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途、モニタリング委員会より追加資料や修正書類の提出を請求することがありますが、締切以降の審査期間中における申請者自身による修正の申出は受け付けられません。なお、提出された書類の返却には応じられません。
- (注意2) 審査の過程等において、申請書の内容の虚偽等が発覚した場合や内容に齟齬等が発覚した場合は、申請は受けられません。

※2 【「一級建築士としての実務経験 一覧表（試算用）」について】

新規審査に当たり、実務要件については「様式2（7年（84ヶ月）間以上の実務経験）」や「様式3（3年（36ヶ月）間以上の専門家としての責任を有する立場での実務経験）」の提出をお願いしています。

近年、複数の実務経験を同時進行している場合に、実務経験の重複期間をダブル換算するケースが散見されます。

- 例： A 物件の設計業務：2022年4月～2023年12月（9か月）
B 物件の設計業務：2022年9月～2023年3月（7か月）
× 誤認した実務経験期間 16か月（9か月＋7か月＝16か月）
○ 正しい実務経験期間 12か月間

このことから、実務経験（様式2／様式3等）の再確認のため、「試算用様式：一級建築士としての実務経験一覧表（試算用）」を活用して、要件を満たしているかどうかを確認したうえで申請をお願いいたします。

なお、「一級建築士としての実務経験一覧表（試算用）」は任意様式ですが、当該ファイルの電子データ及び出力したものを、申請書に同封していただきますようお願いいたします。

（任意提出書類） 試算用様式「一級建築士としての実務経験一覧表（試算用）」

（3）審査申請書類等の配布

審査申請書類のうち、様式1～5）については、当センターウェブサイトからWordファイル（様式1～3,5）及びExcelファイル（様式4）にてダウンロードできます。

なお、パソコンの環境により、当センターウェブサイトからダウンロードができない方には、郵送により配布いたします。切手480円分（定形外180円＋速達郵便300円）を、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用宛名ラベル（横書き、8cm×4cm程度の大きさ）と共に同封し、封筒の宛先面に「APECアーキテクト 総合案内書送付希望」と明記のうえ、公益財団法人建築技術教育普及センター企画部（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル）宛てにご請求下さい。）

2-7. 審査手数料

12,100円（うち、消費税額 1,100円）

ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額をゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。なお、一旦収納した審査手数料については、審査に至らなかった場合を除き、返還いたしません。

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

※海外に在住されている方で、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により振込ができない方は、当センター（APECアーキテクト・プロジェクト事務局 E-mail: iad@jaeic.or.jp）までご連絡ください。

2-8. 申請を受理したことの通知（新規申請者のみ）

通知の時期：2025年6月中旬まで

申請に必要な書類を確認後、申請の受理及び整理番号の通知を、原則、申請書類に記載のメールアドレスに送信します。

2-9. 審査結果の発表

発表の時期：2025年8月下旬

審査の結果にかかわらず全員に通知書を郵送いたします。また、要件を満たしていると認められた方については、申請者の整理番号を当センターウェブサイト (<https://www.jaic.or.jp/>) に掲載する予定です。

審査結果に関する電話・文書等でのお問い合わせには、一切応じられません。

§ 3. 新規の登録手続き

APECアーキテクトの要件を満たしていると認められた方には、審査結果の通知とともに案内する「APECアーキテクト登録案内」を送付いたします。

具体的な手続きについては、当該案内に従って登録手続きをして下さい。また、所定の期間内に登録手続きを行わない場合は、登録を受けることができず、APECアーキテクトの称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

3-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方には、審査結果の通知とともに登録手続きのご案内をいたしますので、速やかに登録手続きを行って下さい。また、下記の期間内に登録手続きを行わない場合、登録を受けることができず、APECアーキテクトの称号を得ることができなくなります。下記の期間内に登録手続きを行わず、その後登録を受けようとする場合は、改めて審査申請の手続きを行うことになりますのでご注意ください。

登録申請書の受付期間 2025年9月1日（月）～10月31日（金）（締切日消印有効）

3-2. 登録手数料

7,150円（うち、消費税額 650円）

3-3. 登録の有効期間（2025年10月1日～2028年9月30日）

- ①登録の有効期間は3年間です。（有効期限は登録証及びIDカードに明記されます。）
- ②登録の有効期間満了前に、申請により審査を受け更新を認められた方は、更新の登録ができます。
- ③更新の登録の際に、一級建築士として免許の取り消しを受けておらず、また業務の停止を命ぜられておらず、さらに更新の登録の審査より遡った3年間に72時間以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。ただし、更新の登録の際に、更新登録の審査より遡った3年間に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、審査より遡った3年間に108時間以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。
- ④登録の有効期限が満了したことにより登録が抹消された方（更新審査で要件を満たさないと判断された方又は更新審査の申請を行わなかった方）で、再び登録（再登録）を受けようとする方は、再登録の審査を申請することができます。この場合、再び登録されるまでの間は登録が失効します。詳細は、4-2をご覧ください。

CPDは継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、APECアーキテクトとして登録を受けた後も、引き続きバランスよくCPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新審査申請に備えて下さい。

3-4. 登録証

登録者には、「APECアーキテクト登録証」及び「IDカード」を交付いたします。

3-5. 登録者名簿

登録者は、モニタリング委員会で管理するAPECアーキテクト登録者名簿（以下、「登録簿」という。）に必要な事項（APECアーキテクトの登録番号、氏名、勤務先、連絡先、主たる登録/免許を受けているエコノミーが「日本」であること、登録/免許を受けている他のエコノミーの名称及び他エコノミーのAPECアーキテクトと共同で業務を行うことに関する希望の有無）が記載されます。当該登録簿は日本語及び英語表記でウェブサイトにおいて公表されます。予めご了承下さい。

3-6. 実務経験等のウェブサイトにおける公表

登録者のうち、希望する方については、審査申請の際に提出された3年の実務経験（様式3にて提出された実務経験）に関する基礎的データ及びプロジェクト（建築物）のデジタル画像を上記の登録簿とともにAPECアーキテクトのウェブサイトにおいて公表いたします（希望により英語併記可）。申し込み方法及びウェブサイト公表するデジタル画像等の提出方法等については、登録手続きのご案内とともにお

知らせいたしますので、希望する方は登録手続きを行う際に、併せて必要な手続きを行って下さい。

(1) ウェブサイトに公表する内容

- ① A P E Cアーキテクトの登録番号、登録者の氏名、勤務先・電話番号 等
- ② 審査申請の際に提出された3年の実務経験（様式3にて提出しA P E Cアーキテクトの実務経験要件として認められたプロジェクト1件）に関する以下の情報
 - ・プロジェクトの名称
 - ・用途
 - ・構造
 - ・規模（延べ面積及び階数）
 - ・プロジェクトの特徴 等
- ③ 登録者の顔写真のデジタル画像及び②に対応するプロジェクト（建築物）のデジタル画像（2枚以内）

(2) デジタル画像の提出

デジタル画像をウェブサイトに公表するに当たり、適切なファイルサイズ等のデジタル画像の提出をお願いいたします。ファイルサイズ等は一定の条件を満たすものを登録者にて作成し、そのファイルをCD-ROM又はUSBメモリ等に保存のうえ、提出していただきます。※

なお、ファイルサイズ等の条件は別途連絡いたします。（なお、提出いただいた資料の返送は致しかねますのでご了承下さい。）

※CD-ROM又はUSBメモリ等によることが困難な場合には、別途ご連絡をお願いします。

(3) 上記②の情報の提出

様式3を作成した際に入力したWordファイルをデジタル画像とともにCD-ROM又はUSBメモリ等に保存のうえ、提出していただきます。※

なお、ウェブサイト上での公表にあたり、クライアント等の都合により、一部の情報を削除する必要がある場合は、登録簿の登録手続きを行う際の申し込みにおいて、その旨お知らせ下さい。（なお、提出いただいた資料の返送は致しかねますのでご了承下さい。）

※CD-ROM又はUSBメモリ等によることが困難な場合には、別途ご連絡をお願いします。

§ 4. 更新の登録

APECアーキテクトの登録の有効期間は登録日より3年間を基本とします。このため、登録期間の満了後、APECアーキテクトとして登録を継続するためには、登録を更新する必要があります。

登録の更新は、所定の期間内（2025年10月1日登録の場合：2025年4月1日～2028年3月31日）の3年間に原則、72時間以上のCPDを実施し、申請により審査を受け、要件を満たしていると認められた後、登録が更新されることになります。

登録の更新審査及び登録に関する詳細は、原則、当該年度の更新対象者に対し事前にご案内いたします。

4-1. 更新登録のための審査方法

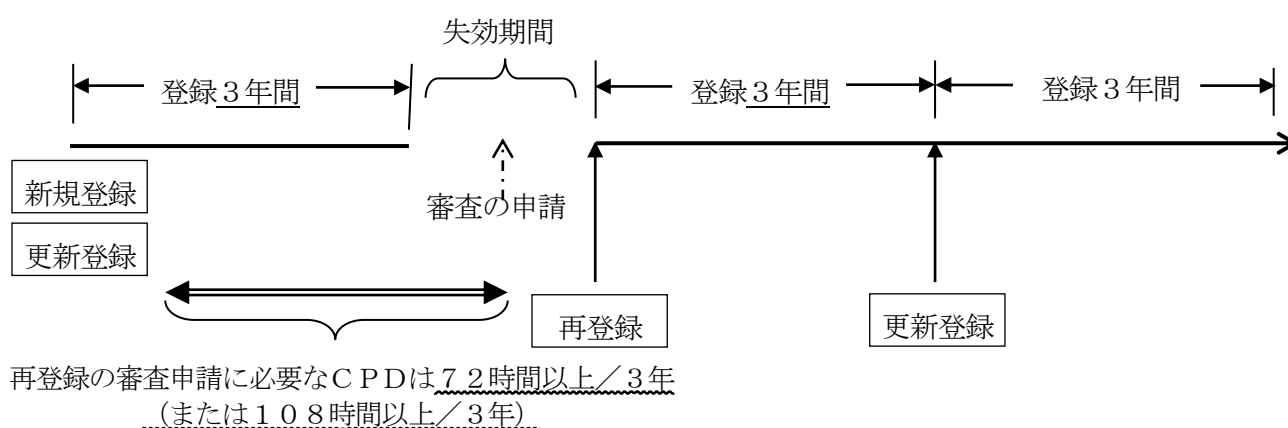
APECアーキテクトの登録の有効期間は3年間です。このため、APECアーキテクトであり続けるためには、登録を更新する必要があります。具体的には、更新の登録の際に、一級建築士として免許の取消しを受けておらず、また業務の停止を命ぜられていないことを確認するとともに、更新登録の審査より遡った3年間に72時間以上（更新登録の審査より遡った3年間に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、審査より遡った3年間に108時間以上）のCPDが実施されているかどうかの審査を受け、当該要件を満たしていると認められた後、更新の登録を行うことになります。

なお、上記の申請のうち、CPDに関する申請については、インターネットを使用した「CPD情報システム」を利用していただきます。このため、2025年度新規登録者については、2028年4～5月（予定）の更新の登録申請を待つことなく、「CPD情報システム」を利用して随時、2025年4月1日から2028年3月31日までに実施されたCPDを申請していただくことになります。

更新の登録のための審査及び登録手続きに関する詳細（「CPD情報システム」を利用した申請の方法を含む。）は、登録者に対して別途ご案内いたします。

4-2. 再登録

登録が失効した方で再度登録を受けようとする場合は、再登録の審査より遡った3年間にCPD時間数が72時間（108時間）を満たすことによって再度登録することができます。この場合の手続きは通常の更新審査申請と同様になります。



4-3. 更新の登録

審査の結果、更新の登録を認められた方については、「新たなAPECアーキテクト登録証」及び「IDカード」を交付いたします。

§ 5. 継続的な専門能力開発について

A P E C アーキテクトであり続けるための要件の 1 つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

A P E C アーキテクトの登録の更新の際には、有効期間満了までの C P D*実施状況について審査が必要になります。具体的には「A P E C アーキテクト登録の更新審査より遡った 3 年間に 7 2 時間以上の C P D を実施していること」を確認することになります。

*継続的な専門能力開発のこと。 Continuing Professional Development.

ただし、更新登録の審査より遡った 3 年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、「更新審査より遡った 3 年間に 1 0 8 時間以上の C P D を実施していること」を確認します。なお、所定の要件を満たす方には、C P D の一部免除があります。

A P E C アーキテクトの登録の更新を希望する方は、適宜 C P D を実施するとともに、その記録等に努め、更新申請に備えて下さい。

C P D に関する詳細は、別紙『A P E C アーキテクト新規申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について』をご覧ください。

§ 6. 監査・制裁措置等

モニタリング委員会は登録者に対し、監査を行うことがあります。具体的には、登録者が審査申請書や登録申請書において虚偽の記載をしていなかったか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、登録者に問い合わせを行ったり、必要書類の提出を求めたり、第三者への確認等を行うことになります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁措置を行うことがあります。

§ 7. 問い合わせ先

【審査・登録に関する問い合わせ】

日本 A P E C アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局

(公益財団法人建築技術教育普及センター企画部)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

電話 03(6261)3310

URL <https://www.jaic.or.jp/>

MAIL iad@jaic.or.jp

審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項

2025年3月

審査は申請書に記入された内容をもとに行いますので、下記をよく読んで記入して下さい。必要な事項が記入されていないものは、審査の対象とならず、その結果、要件をみたしていると認められない場合がありますのでくれぐれもご注意下さい。

審査申請書は、当センターのインターネットウェブサイトからダウンロードできますので、必要に応じてご活用下さい。

1. 申請書全般

申請書は、楷書により黒ペン又はボールペン（鉛筆は不可）で記入すること（ダウンロードした様式にワープロ打ちしたもの可。ただし、様式1の「宣誓」欄のみ要自署）。また、申請書のそれぞれの右下ページ欄にページ数を記入して下さい。

2. 様式1：一般事項等

- ①「宣誓」欄には、冒頭枠内の申請者氏名に、必ず自署が必要です。
- ②「学歴」欄には、○印をつけた最終学歴（大学院修了等）のみではなく、高等学校等以降の建築分野の教育の全てを記入して下さい。建築分野の教育を受けたことのない方は、最終学歴を記入（卒業（修了）した学歴のみ記入すること）して下さい。
また、学科、専攻名も記入が必要となります。
- ③「専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務実施状況」欄は、『新規審査申請総合案内書』の6ページ「●「専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務」について」を参照のうえ記入して下さい。
- ③「登録建築家番号」の欄は、公益社団法人日本建築家協会（JIA）の「登録建築家」に登録されている方のみ記入してください。（JIA会員の会員番号ではありませんのでご注意ください。）

3. 様式2：7年（84ヶ月）間以上の実務経験

- ① 建築意匠・計画に関する設計及びそれに明確な関連性を有する実務経験をプロジェクトごとに、担当した期間の新しいものから古いものへ順次記入して下さい。ただし、建築構造や建築設備に関する実務は除きます。
- ②「担当した期間」とは、プロジェクトそのものの期間ではなく、ご自身が担当した期間に限定して記入して下さい。ないことに注意すること
- ③「所属部署」欄は、当該プロジェクト担当時の所属部署を詳細に記入して下さい。
- ④「第三者による証明」欄は次のことに注意して下さい。
 - ・第三者とは、その業務を実施していたときの職場の上司（部下、同僚は不可です）、又は、申請者自らが会社などの代表者の場合は、クライアント、所属団体の責任ある立場の方を原則とし、困難な場合、対等な立場で当該プロジェクトを行った同業他社等の責任ある立場の方として下さい。
 - ・第三者による証明には証明者の自署が必要（コピー不可）です。

- ・記入漏れがある場合、第三者証明として扱われないため、申請書に記入漏れのないようにして下さい。
- ・証明者の「勤務先」、「電話」、「所属部署」及び「役職」の欄は、現時点で記入して下さい。
- ・証明者が申請者のプロジェクト担当時に上司であった場合には、「申請者との関係」欄には「担当時の上司」と記入して下さい。

4.様式3：3年（36ヶ月）間以上の専門家としての責任を有する立場での実務経験

- ①「建築確認」欄は、該当する場合、必ず確認済証番号を記入して下さい。海外で行ったプロジェクトについてもそれに相当する内容を記入して下さい。
- ②「所属部署」欄は、当該プロジェクト担当時の所属部署をできる限り詳細に記入して下さい。
- ③「プロジェクトの特徴」欄は、業務の分類においてb.を選択する場合、複雑な建築物に相当するとした考え方も補足して記入して下さい。
- ④「業務の分類」欄は、aの場合は「中程度に複雑な建築物」、bの場合は「複雑な建築物」に該当するプロジェクトとすることして下さい（新規審査申請総合案内書6ページ参照）。
- ⑤「業務の分類」のうち、「③担当した重要な部分（実務）」欄は、基本設計、構造・設備との調整など担当した業務の分類を列挙するのみでなく、当該プロジェクトにおいて、それぞれの担当業務として申請者が果たした具体的な役割を記述して下さい。

（例えば、意匠の統括責任者として・・・を実現した、構造担当者と調整して・・・を採用し、・・・な空間を実現した、など）

- ⑥ 図面等のコピーの添付は、建築物の特徴などを示すのに適切な図面等のコピーの貼付を行って下さい（縮尺は自由）。可能な限り数ページでまとめるようにして下さい。
- ⑦「第三者による証明」欄は、次のことに留意して下さい。
 - ・第三者とは、その業務を実施していたときの職場の上司（部下、同僚は不可）、又は、申請者自らが会社などの代表者の場合は、クライアント、所属団体の責任ある立場の方を原則とし、困難な場合、対等な立場で当該プロジェクトを行った同業他社等の責任ある立場の方として下さい。
 - ・第三者による証明には証明者の自署が必要です。
 - ・記入漏れがある場合、当該部分は証明になりませんので、注意して下さい。
 - ・証明者の「勤務先」、「電話」、「所属部署」及び「役職」の欄は、現時点のものを記入して下さい。
 - ・証明者がプロジェクト担当時に上司であった場合には、「申請者との関係」欄には「担当時の上司」と記入して下さい。

5.様式5：CPD免除申請書

CPDを免除することが適当であることの審査の過程で、必要に応じて、各申請者に問合わせ、又は申請内容の真正を証明する追加資料等の提出を求める場合があります。

**日本A P E Cアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター**

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
03-(6261)3310

[2025年3月]